

目次

法文化学会が日本学術会議協力学術研究団体として登録されました.....	1
仲間をひとり増やそう！	2
松浦千誉先生の逝去を悼む	2
法文化学会第11回研究大会・総会を終えて.....	3
法文化学会第12回研究大会について	4
国際シンポジウム参加への呼びかけ	5
叢書『法文化 — 歴史・比較・情報』.....	5
叢書第6、7巻の刊行について	5
叢書第8、9巻の編集について	5
叢書第10巻の企画募集について	5
事務局からのお知らせ	5
規約改正について.....	5
理事改選について.....	6
「みなし退会」適用について	6
2007年度会計報告	6
年会費納入のお願い.....	6
入会の申込について	7

法文化学会が日本学術会議協力学術研究団体として登録されました

2008年9月17日付で、法文化学会が日本学術会議の協力学術研究団体として認められ登録がなされた旨の喜ばしい通知がありました。1998年10月24日に設立されて以来、ちょうど10年目にして、名実ともに正式に「学会」としての形式を備えることになった次第です。

これも会員各位の熱心な活動と、理事会関係者の献身的な努力の賜物です。ご報告かたがた、この場を借りて厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも法文化学会の発展にますますのご尽力をいただきますよう、改めてお願い申し上げます。

仲間をひとり増やそう！

法文化学会理事長 山内進（一橋大学）

法文化学会も1998年の創立以来10年を越えました。その間に学会顧問勝田有恒先生、理事後津安恕先生、理事松浦千誉先生が急逝されるなど悲しい出来事や危機がいくつもありましたが、私たちは「法文化」を歴史・比較・情報の観点から学際的に研究討論しようという姿勢をあくまでも貫き続けました。この間に7巻の法文化叢書を刊行し、日本学術会議協力学術研究団体として登録されたのはその成果といえます。

これまでは基礎造りの時代でした。会員拡大に走らず、とくに目立つこともせず、ひたすら地道に、毎年研究大会を開催し、困難な出版情勢のもとにありながらもレヴェルが高くユニークな法文化叢書を出し続けてきました。

今年は、この成果を踏まえて学問仲間をさらに増やし、学会をさらに飛躍させたいと思います。仲間が増えることで、学会活動はさらに深く豊かなものになります。むろん、学会の財政的基礎もより堅固なものになり、叢書の数もさらに増えていきます。

学会活動をさらに活発化し、「法文化」の重要性を社会に広く認識させるためにも、われわれの仲間つまり会員を増やしましょう。ひとりの会員がひとりの会員を増やすと、学会員の数は二倍になります。会員のみなさん、これはという人にぜひ声をかけて、ひとり仲間を増やしてください。新しい多くの仲間とともに、さらに優れた研究を進めたい。これが今年の私の夢です。

松浦千誉先生の逝去を悼む

法文化学会理事 森征一（慶應義塾大学名誉教授）

拓殖大学教授で法文化学会理事であった松浦千誉さんが、平成21年1月4日午後11時50分、膵臓がんのため逝去されました。享年70才でした。1月11日（日）、葬儀・告別式は増上寺光撰殿にて執り行われましたが、このときの私の弔辞を追悼文としてここに掲載させていただきます。

弔辞

松浦さん、今日は悲しいお別れに参りました。私はお別れなど言いたくはありませんでしたが、松浦さんが生前に、「森君に弔辞を読んでほしいと言っていた」ということを伺って、私は引き受けることにしました。

松浦さんが亡くなられたとの知らせを受けたとき、あまりのことに私は言葉を失ってしまいました。ついこの間、私の退職記念論文のことで電話をもらい、久しぶりにいろいろと話をして、論文ができれば食事でもしようと約束したばかりでした。

「この年齢になってやっと自分の出番が来たなあと感じるようになったところで、こんな病気にな

ってしまって、残念だわ。でも、森君の論文は頑張って書くわ」電話でのこの言葉が松浦さんの最後の言葉になってしまいました。そして、私に贈ってくれたこの論文が松浦さんの絶筆となってしまいました。

松浦さんがこれまでいろいろとご苦労をされてきたことを思うと、もう少し長生きしてほしいと思います。誠実なお人柄の松浦さんについて甘えてしまい、多くの負担をおかけしたことが寿命を縮める原因になったのではないかと、深く痛感しているところです。

思えば松浦さんとの出会いは慶應義塾大学大学院での町田実秀先生のローマ法の講義でした。

松浦さんはイタリア家族法の勉強をしているということでした。二人ともイタリアに関心があるということで、一緒に勉強をすることになり、松浦さんのご自宅でロンゴバルド法の歴史書を輪読したのがお付き合いの始まりでした。

松浦さんは「戦う人」でした。たしか、私が最初にいただいた本は、妹さんと翻訳した『女性はいかに未来を拓くか』というものでした。松浦さんは、女性の研究者がまだ珍しかった日本の社会にあって、法整備の推進を通して、女性の人権、そして子供の人権を守ろうといつも戦っていました。日本女性法律家協会の副会長等の重責を担っての社会活動はそのためでした。それは松浦さんの研究者としての使命感だったのだと思います。まさに命がつきるまで、戦い通したのですから。

私が松浦さんと同じように、イタリア政府給費留学生としてローマ大学法学部で学んだ後輩であるということもあって、弟のようにかわいがって下さいました。

松浦さんは私にはいつも輝いて見えました。あなたがやはりお嬢様だなあと思ったことがありました。いつでしたか、松浦さんがイタリアから帰国したとき、「今回、私ショックだったわ、イタリアの町を歩いていて男から声がかからなかったの、私はじめてよ、こんなこと」と言って笑っていましたね。でも、私はそんな松浦さんが好きでした。

法文化学会第11回研究大会・総会を終えて

法文化学会第11回研究大会は、桐蔭横浜大学が主催校となり、2008年11月29日(土)、桐蔭学園メモリアルアカデミウムにて開催されました。午前の部では自由報告として2名のご報告をいただき、午後の部では共通テーマ「名誉の原理」について3名のご報告をいただきました。

松浦さんは、知恵の象徴、フクロウが大好きでした。「フクロウが目をパッチリ開けたときは社会をしっかりと見つめ、目を閉じているときは自分の夢を育てているように思うの。だから好きなの」と言っていましたね。いつでしたか、フクロウ・グッズ・コレクションが部屋に入り切らないほど沢山になったので、マンションを買ったの、と言って、そのマンションに案内してくれたことがありました。部屋中がフクロウでいっぱい、「これ、かわいいでしょう。これは、どう？」と言いながら、一つ一つ手にとって説明してくれました。フクロウのことを話している松浦さんは本当に幸せそうでした。

松浦さんは、イタリア家族法の研究を通して、わが国の民法学の分野において大きな足跡を残されました。また、法文化学会においては、理事として学会の発展に大きな貢献をなさいました。それは法学界においてはまれな、イタリア語に堪能な松浦さんにして初めてなした偉業です。私は今後、松浦さんの遺業を守りながら、それをさらに発展させるよう努力したいと思います。

松浦さん、心残りではありますが、これでお別れいたします。どうぞ安らかにお眠り下さい。長い間本当にお世話になり、ありがとうございました。さようなら。

法文化学会幹事 出口雄一 (桐蔭横浜大学)

自由報告としては、周圓会員に「中国・清朝後期における国際法の受容—『万国公法』と丁韞良を中心に」(司会:山内進会員)、中野雅紀会員に「人権類型論再考—法実証主義的地位理論から現代討議理論における基本的人権の位置づけの変容について—」(司会:森田成満会

員)、テーマ報告としては、洪英氏(九州大学)に「中国における名誉権に関する憲法論議」(司会:王雲海会員)、谷口眞子氏(早稲田大学)に「名誉と紀律化—日本近世の法文化—」(司会:屋敷二郎会員)、岩波敦子会員に「名誉の喪失と回復—中世ヨーロッパの法文化から—」(司会:佐々木有司会員)というタイトルの下、それぞれ興味深いご報告をいただき、活発な質疑応答が行われました。

また、総会前の休憩時間を利用して、メモリアルアカデミウム内のサヴィニー文庫・陪審法廷の見学会も開催されました。

総会では、本学会が日本学術会議協力学術研究団体に登録されたことが事務局から報告され、併せて、昨年度の会計報告、会員の異動、叢書『法文化—歴史・比較・情報』第6～8巻の編集状況などが報告・承認されました。更に、学会の規約改正が提案・承認されたことを踏まえて理事の信任及び欠員補充選挙が行われ、第6期の理事が選出されると共に、理事の互選によって山内進理事が理事長に再選されました。

研究大会終了後、メモリアルアカデミウム内の「カフェ・ポロニア」において懇親会が開催され、和やかな中にも熱心な議論が交わされました。

法文化学会第12回研究大会について

第12回研究大会を以下の要領で開催いたします。今回は一橋大学・中国人民大学・釜山大学による国際シンポジウム「東アジアの中の市民の刑事司法参加」との共催となりますので、統一テーマ報告の募集はございません。予めご了承ください。なお、自由報告は例年どおり予定しておりますので、報告を希望される方は、8月末日までに、学会事務局にご連絡ください。

なお、報告希望者多数の場合は、学会事務局と大会開催校とで相談のうえ、報告者を決めさせていただきますので、予めご承知おきください。

1. 日程: 2009年11月7日(土)・8日(日)午前10時より
2. 会場: 一橋大学 東キャンパス マーキュリータワー7F マーキュリーホール
〒186-8601 国立市中2-1
3. テーマ: 東アジアの中の市民の刑事司法参加

事務局からのお願い ご報告をご希望される方は、法文化学会事務局まで、氏名・所属・連絡先・報告の題目(仮題でかまいません)をご明記の上、上記日付までに、以下のいずれかの要領でお送り下さい。なお、研究大会に関するお問い合わせも以下にてお受けいたしております。

- ・郵便: 〒186-8601
東京都国立市中2-1 一橋大学大学院法学研究科 法文化学会
- ・FAX: 042-580-8280 一橋大学大学院法学研究科 法文化学会
- ・E-mail: admin@legalculture.org

* ご報告いただく方には、9月初旬頃に会員連絡用のご報告要旨のご提出をお願い申し上げます。これにつきましては、後日、事務局よりご連絡させて戴きます。

国際シンポジウム参加への呼びかけ

法文化学会理事 王雲海（一橋大学）

日本の刑事司法を大きく変えると言われる裁判員制度が、さる5月21日からスタートした。もとより、裁判員制度の導入に対して、賛否両論があって、激しく議論を繰り広げていたし、いまだにその将来に対するいろいろな予測や分析が展開されている。このような情勢の下で、本学会と一橋大学法学研究科、中国人民大学法学院、韓国釜山大学法科大学校が共同で、来る11月7日および8日の二日間で、「東アジアの中の市民の刑事司法参加」という国際シンポジウムを行い、裁判員制度が根を下ろして、期待されるとおりの効果を発揮できるかなどの問題を学術的に検討することになった。

裁判員制度に関するこれまでの議論が主に刑事訴訟法や刑事司法制度自体から展開されることに鑑みて、本シンポジウムは、むしろ刑事司法への市民参加の法文化的・政治的・社会的背景を主要なテーマにして、「歴史から見た刑事司法への市民参加」、「国際比較から見た刑事司法への市民参加」という二つの視点から、議論を行おうと計画している。また、より充実で深い議論が展開できるように、「刑事司法参加の歴史と現在」、「刑事司法参加の政治学的・憲法論的基礎」、「法文化としての刑事司法参加」と言う三つのセッションが予定されている。日本から本学会の会員を含む数人の報告者が報告を行うほかに、中国や韓国からも数人の報告者が報告を行うことになっている。

本シンポジウムは本学会の趣旨に鑑みて適うテーマであるので、会員の皆様には奮ってご参加するようによろしくお願いいたします。

叢書『法文化 — 歴史・比較・情報』

叢書第6、7巻の刊行について

林康史会員を編者として進められておりました法文化学会叢書第6巻『ネゴシエーション—交渉の法文化』が本年6月に、さらに佐々木有司会員を編者として進められておりました叢書第7巻『法の担い手たち』が本年5月に国際書院から相次いで刊行されました。会員の方々のお手元にすでに届けられていることと存じます。編集にあられた林会員、佐々木会員をはじめ、ご執筆にご協力くださいました方々、お疲れ様でした。

叢書第8、9巻の編集について

現在、叢書第8巻『生と死の法文化』（編者：真田芳憲会員）および叢書第9巻『名誉の原理』（編者：王雲海会員）の編集が鋭意進められております。引き続きご協力の程、宜しくごお願い申し上げます。

叢書第10巻の企画募集について

叢書第10巻のテーマを募集しますので、ぜひ学会事務局までご意見をお寄せください

事務局からのお知らせ

規約改正について

去る第11回総会において、規約第20条の改正手続に則り、賛成多数により法文化学会規約が

改正され、あわせて理事選挙規程が設けられました。同封の規約文面をご確認ください。改正の要点は、理事選挙制度の整備と、長期滞納者に対する「みなし退会」制度の導入です。

理事改選について

理事選挙規程に基づき、第11回総会において、第6期の理事が選出されました。再任された11名に加え、堅田剛(獨協大学)・加藤哲美(明治大学)・蘇田三千穂(白鷗大学)・高塩博(國學院大學)の4氏が新たに理事に選出されました。

なお、退任された後藤武秀(東洋大学)、真田芳憲(中央大学名誉教授)、高橋文彦(明治学院大学)、松浦千誉(故人・拓殖大学)におかれましては、長年のご尽力に心より感謝いたします。

「みなし退会」適用について

新たに導入された「みなし退会」制度(規約第17条1項)に基づき、去る5月15日の理事会において、極めて長期に亘る滞納者7名について、公平な会務の見地から「退会したものとみなす」ことを決定しました。対象者には今回の処分および滞納文の納付を促す通知文を送付いたします。

なお、今回の処分対象者が納付に応じた上で希望する場合には、規約第17条2項により再入会を申し込むことができます。

2007年度会計報告

2007年度の会計(2007年4月1日～2008年3月31日)につきましては、白川和雄・萩原金美の両会員に監査をいただき、上記総会にて承認されました。

2007年度 収支

総収入	1,681,007
総支出	682,735
次年度繰越金	998,272

2007年度 収入内訳

年会費	430,000
前年度からの繰越金	938,507
大会収入	312,500
計	1,681,007

2007年度 支出内訳

郵送費	22,460
文具代	3,815
人件費	26,000
第10回研究大会費用	192,980
出版経費	437,165
振替手数料	115
両替手数料	200
計	682,735

*お詫びと訂正

前号に掲載いたしました2006年度会計報告につき、「2006年度 支出内訳」の表に2005年度の支出内訳が誤って記載されておりました。ご迷惑をおかけしたことをお詫びし、今後このようなミスのないよう深く反省いたしますとともに、改めて下に2006年度の支出内訳を掲載いたします。

2006年度 支出内訳

郵送費	7,920
文具代	1,260
人件費	4,000
第9回研究大会補助	76,357
計	89,537

年会費納入のお願い

学会員各位におかれましては、2009年度(2009年4月1日～2010年3月31日)の会費(5000円)の納入をお願いいたします。

本学会の年会費5000円には、機関誌である叢書『法文化—歴史・比較・情報』の購読料3000円が含まれておりますので、何卒、ご納入の程ご協力お願い申し上げます。同封の郵便振替用紙にてご納入いただけましたら幸いです。ご不明の点がありましたら事務局までご照会下さい。

郵便振替口座番号:00130-4-659540

口座名義:法文化学会

*年会費納入に関するご注意

学会会計処理上、滞納額のある学会員が会費を納入された場合、まず滞納分に充当されます。念のため、ご注意を申し上げます。

入会の申込について

下記の学会ホームページから、法文化学会入会申込書がダウンロードできるようになりました。入会を希望される方にお知らせいただければ幸いです。入会に際しては、大学院修士課程以上の学歴・研究歴（在学中を含む）と、会員による推薦が必要です。必要事項を書き込まれましたら、事務局まで郵送下さい。なお、入会には理事会の承認が必要です。

法文化学会ホームページのご案内

法文化学会事務局ではホームページ www.legalculture.org を運営いたしております。会員の皆様からご意見・ご要望などをお寄せいただけましたら幸いです。会員のみならず、本学会の活動に関心のある非会員の方々への情報提供の場として、このホームページをご活用ください。